

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月14日
【四半期会計期間】	第130期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	日本冶金工業株式会社
【英訳名】	Nippon Yakin Kogyo Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉森 一太
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋一丁目5番8号
【電話番号】	(03)3272-1511(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 久保田 尚志
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋一丁目5番8号
【電話番号】	(03)3273-3613(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理部長 久保田 尚志
【縦覧に供する場所】	日本冶金工業株式会社大阪支店 (大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号) 日本冶金工業株式会社名古屋支店 (名古屋市中区栄二丁目3番6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第129期 第2四半期連結 累計期間	第130期 第2四半期連結 累計期間	第129期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	68,727	69,203	138,781
経常利益又は経常損失() (百万円)	224	2,057	439
四半期純利益又は四半期(当期)純損失() (百万円)	1,321	1,691	10,467
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	1,761	1,445	10,684
純資産額(百万円)	42,151	38,174	32,629
総資産額(百万円)	147,351	150,198	146,330
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期(当期)純損失金額()(円)	10.68	13.12	84.61
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	28.2	25.4	22.3
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,242	720	399
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,037	1,238	3,251
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	3,883	4,010	3,516
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(百万円)	6,473	8,717	6,724

回次	第129期 第2四半期連結 会計期間	第130期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日
1株当たり四半期純損失金額()(円)	4.17	0.08

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につきましては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第129期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、当四半期連結累計期間に当社の連結子会社において、下記の通り吸収合併と新設分割をおこなっております。

- ・当社の連結子会社である宮津港運株式会社は、平成23年4月1日をもって、同じく連結子会社であるカヤ興産株式会社を吸収合併し、存続会社である宮津港運株式会社は、平成23年4月1日をもって商号を宮津海陸運輸株式会社に変更しております。
- ・当社の連結子会社であるナストーア株式会社は、平成23年7月1日をもって、同社の溶接機部門を分割し、新設したナストーア溶接テクノロジー株式会社に承継いたしました。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

(会社分割決議)

当社は、平成23年7月28日開催の取締役会において、当社連結子会社のナスクリエート株式会社とナスエンジニアリング株式会社が、当社川崎製造所内における作業受託事業等をそれぞれ平成23年10月3日に会社分割し、新設する「ナステック株式会社」へ承継することを承認する決議をいたしました。

詳細は、『第4 経理の状況 1. 四半期連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)』に記載のとおりであります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるステンレス特殊鋼業界は、海外市場では中国、東南アジアを中心に高水準の経済成長が持続し、需要面ではこうした景気動向を反映した動きとなりました。一方国内市場においては、東日本大震災によるサプライチェーンの混乱からは一応の回復は果たしたものの、本格的な震災復興の動きには至っていないことや東京・東北両電力管内における夏場の電力使用制限、さらには急激に進む円高などにより消費マインドが冷え込んだままであることなどから、期を通じて販売数量は低調に推移する流れとなりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間の販売数量は、一般材では前年同期(平成23年3月期第2四半期連結累計期間)比21.6%減と大きく落ち込む一方、高機能材分野では引き続きエネルギー分野などの海外需要が堅調だったこともあり、前年同期比10.2%の増加となりました。

他方、価格面では、LMEニッケル相場が8月初旬に一時\$11/lb台をつけたものの、米国や欧州の金融不安などの影響から投機資金が流出するなどしたため、その後続落する流れとなり期の後半では\$8/lb台にまで低下する動きとなりました。これにより輸出市場を中心にステンレス特殊鋼製品の先安感を嫌気して、需給バランスが悪化する中価格面でも弱含みの展開となりました。こうした環境の変化に加え、1ドル70円台に突入した円高の影響もあって、輸出製品の収益減少を余儀なくされる展開となりました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間の経営成績は、売上高は69,203百万円と前年同期とほぼ同水準を確保するとともに、原料相場下落による棚卸資産の期末評価損の影響はあるものの、営業利益は2,818百万円(前年同期比2,334百万円増)、経常利益は2,057百万円(前年同期比2,282百万円増)を確保することができました。また四半期純利益につきましては、株式相場下落による投資有価証券評価損(216百万円)を計上したことなどにより1,691百万円(前年同期比3,012百万円増)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、主としてたな卸資産の増加等により720百万円の支出(前年同四半期比2,522百万円の支出の減少)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、主として有形及び無形固定資産の取得による支出を含め、1,238百万円の支出(前年同四半期比201百万円の支出の増加)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、主として公募増資での株式発行による調達により4,010百万円の収入(前年同四半期比126百万円の収入の増加)となりました。

この結果、当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物残高は、換算差額を含めて8,717百万円となり、前年同四半期比2,244百万円増加いたしました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

〔株式会社の支配に関する基本方針〕

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社株式は、株主・投資家の皆様によって自由に取引ができるものです。したがって、当社は、当社株式に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様のご意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあります。このような一方的な大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該買付行為に関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該買付行為の条件・方法等について検討し、また、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められない等当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買付行為もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。したがって、上記のような大規模な買付行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・ 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 の経営理念及び企業ビジョン、並びに下記 の当社の企業価値の源泉についての考え方にに基づき、下記 の取組みを実施しております。

経営理念及び企業ビジョン

当社は、

- ・ 社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること、
- ・ 自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること、

及び

・ 当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供することを経営理念に掲げ、また、『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、（ア）ステンレス鋼や高ニッケル合金等の専門メーカーとして長年蓄積してきた多品種小ロット生産に適した高度な製造技術・生産設備、及びそれらの基盤となる従業員各々の技術・ノウハウ等、（イ）フェロニッケルから高級ステンレス鋼・高ニッケル合金までの一貫生産を行う当社独自のビジネスモデル、並びに、（ウ）製品の販売先や原料調達先等、国内外の取引先等と長期にわたり築いてきた強固な信頼関係、株主の皆様や金融機関、地域社会、従業員等のその他の利害関係者との強固な信頼関係等にあるものと考えております。したがって、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

中期経営計画に基づく取組み等

当社は、上記 の経営理念及び企業ビジョン、並びに上記 の当社の企業価値の源泉についての考え方にに基づき、平成23年5月に、平成25年度（2013年度）を最終年度とする「中期経営計画『変革2011』」（以下「本中期経営計画」といいます。）を策定し、本中期経営計画の達成に向けて、当社グループ一丸となって邁進しております。

当社は、本中期経営計画において、現下の厳しい経営状況を克服し、経常黒字化と復配を実現するとともに、アジアにおける競争力あるステンレス特殊鋼メーカーとして勝ち抜くための具体的施策を取りまとめました。本中期経営計画では、経常利益について、当社単体ベースで30億円、連結ベースで40億円を目標とし、高機能材の販売量について、平成22年度下期比1.5倍を目標としております。

当社は、本中期経営計画の達成に向けた具体的施策として、以下の取組みを推進いたします。

(ア) グローバル市場における成長戦略

() 高機能材の拡販に向けた体制整備

- ・日本、米国（シカゴ）、欧州（ロンドン）、アジア（上海、バンコク）の4極体制の確立
- ・高機能材に係る技術的知見を武器に、顧客・市場ニーズを捕捉し、拡販につなげる「ソリューション営業」の強化
- ・市場変化に機敏に対応できる生産・販売体制の確立

() 海外需要への積極的取組み

- ・海外顧客に対するリードタイム短縮を意識した加工機能及び問屋機能を含むサプライチェーンの再構築

() 当社グループ会社における海外展開の強化

(イ) 競争力強化に向けた施策

() 高機能材製造プロセスの革新（汎用ルート化）

- ・各工程機能を向上させ、汎用ステンレス並みの負荷での生産を行うことにより、コストダウン・納期短縮を実現するとともに、品質向上をも図る

() 原料基盤の多様化による競争力強化

- ・当社大江山製造所において製造するフェロニッケルの競争力強化、高機能材への同フェロニッケルの配合による競争力強化、及びスクラップ原料の有効活用

() 東日本大震災の影響による電力制約への対応

() 当社グループの諸機能の効率化

- ・当社川崎製造所の工程全般の業務改善、グループ商社機能を含めた国内販売体制の効率化、及びグループ事業の海外展開の推進

(ウ) 設備投資

- ・今後3年間で約230億円の設備投資を計画

(エ) 安定的な財務基盤の確立

- ・自己資本比率の回復

当社は、これらの取組みを推進することにより、本中期経営計画の達成を通じて、ステンレス特殊鋼メーカーとしての事業基盤をより一層強固にし、もって企業価値を高めることに取り組んでおります。

また、これらの本中期経営計画に基づく取組みに加えて、当社は、グループ全体の継続的な企業価値向上に向けて、経営の効率性・公正性を向上させるため、コーポレートガバナンスを充実させることも、経営上の最重要課題の一つと考えています。具体的には、適時且つ適切な経営情報の開示及びコンプライアンスの徹底等に取り組んでおります。

・基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための

取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、平成23年5月16日開催の当社取締役会において、平成23年6月28日開催の当社第129期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において出席株主の皆様様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、以下の当社株式の大規模買付行為（下記（ア）において定義されます。）に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。その後、本対応方針の導入に関する議案は、本定時株主総会において承認可決され、本対応方針が導入されております。なお、上記取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨の意見を述べました。

本対応方針の概要は以下のとおりですが、内容の詳細につきましては、当社ホームページ（http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_110516.pdf）をご参照下さい。

大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の（ ）もしくは（ ）に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- () 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け
- () 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記（イ）の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日以内に、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストを発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。なお、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家等（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記（エ）において定義されます。以下同じです。）を開始するものとします。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものとします。他方、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。また、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大規模買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下同じです。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時且つ適切に、その全部または一部を株主の皆様に開示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を株主の皆様に開示いたします。また、当社は、情報提供要請期間が満了した場合には、速やかに、その旨を大規模買付者に対して通知するとともに、その旨を株主の皆様に開示いたします。

(エ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後または情報提供要請期間が満了した後、外部専門家等の助言を得た上で、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

具体的な期間の設定は、大規模買付行為の目的、買付対価の種類、買付方法等、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案の難易度に応じて設定し、当社取締役会は取締役会評価期間が満了する日を適時且つ適切に株主の皆様に開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様に代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会（下記 をご参照下さい。以下同じです。）に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で最長90日間（初日不算入、当初設定した期間を含みます。）まで取締役会評価期間を延長できるものとし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、当該決定された具体的期間及び当該延長が必要とされる理由を、適時且つ適切に株主の皆様へ開示いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認株主総会（下記（ア）において定義されます。以下同じです。）を招集する場合には、下記（ウ）をご参照下さい。

大規模買付行為がなされた場合における対応方針

（ア）大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保しまは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるものといたします。

また、当社取締役会は、（a）大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または（b）特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、（上記（a）の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて）株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

（イ）大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保しまは向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、（a）当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であっても、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または（b）特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、（上記（a）の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて）株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

（ウ）株主意思確認株主総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後60日以内に株主意思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとし、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することが適切であると判断した理由、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、当該対抗措置発動の必要性・合理性その他株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項について株主の皆様に対してご説明いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認株主総会が招集されない場合には、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとします。

(エ) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。また、当社は、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置の機動的発動を確保するために、本新株予約権の発行登録を行うことを予定しております。

本対応方針の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

(ア) 特別委員会の設置及び諮問等の手続

(1) 特別委員会の設置

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、及び発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置しております。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

(2) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします（但し、株主意思確認株主総会を招集する場合は、この限りではありません。）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(3) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(イ) 株主の皆様のご意思の確認

(1) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針の導入については、本定時株主総会において、本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決いただいております。

(2) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

当社取締役会は、所定の場合には、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(ウ) 本対応方針の有効期間、廃止及び変更

本対応方針の有効期間は、平成26年6月に開催予定の当社第132期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、()当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、()当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、()本定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

株主・投資家の皆様に与える影響

(ア) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(イ) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主及び投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(ウ) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく(その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。)必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行います。

・上記()の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記()の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記()記載のような当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記()の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記()の取組みは上記()の基本方針に沿うものであり、株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

・上記()の取組みについての取締役会の判断

上記()の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いまは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記()の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記()の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要期間の確保を求めするために実施されるものです。さらに、上記()の取組みにおいては、株主意思の重視(株主総会決議による導入、株主意思確認株主総会による発動、サンセット条項(注))、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記()の取組みの合理性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記()の取組みは上記()の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(注) サンセット条項とは、一般に、株主の総体的な意思を定期的に確認する機会を確保するための措置として、買収防衛策の導入後、定期的に株主総会の承認を確保する条項をいいます。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、240百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	558,000,000
計	558,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成23年11月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	154,973,338	同左	東京証券取引所市場第一部	単元株式数 500株
計	154,973,338	同左	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年9月13日 (注)1	27,000	150,973	1,786	24,036	1,786	9,278
平成23年9月27日 (注)2	4,000	154,973	265	24,301	265	9,542

(注)1 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 138円
 発行価額 132.28円
 資本組入額 66.14円
 振込金総額 3,572百万円

2 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 132.28円
 資本組入額 66.14円
 割当先 みずほ証券株式会社

(6)【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,476	6.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	東京都港区浜松町二丁目11番3号	8,977	5.80
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	4,303	2.78
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	3,115	2.01
ジュニパー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	P.O.BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	3,016	1.95
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	2,117	1.37
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカ운ツ ジェーピー アールイーシー アイティーアイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	CITIGROUP CENTRE CANADA SQUARE CANARY WHARF LONDON E14 5LB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	2,050	1.33
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	1,775	1.15
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番	1,640	1.06
チェース マンハッタン バンク ジェーティーエス クライアント アカ운ツ エスクロウ (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島四丁目16番13号)	1,527	0.99
計	-	38,999	25.21

- (注) 1. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は自己株式(276,441株)を控除して計算しております。
2. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数は、全て信託業務に係る株式数であります。
3. 以下の変更報告書が関東財務局長に提出されておりますが、当社として上記四半期末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
- ・住友信託銀行株式会社他の連名による変更報告書
(平成23年9月15日現在の株式等保有割合7.89%)
 - ・株式会社三菱東京UFJ銀行他の連名による変更報告書
(平成23年9月26日現在の株式等保有割合7.51%)

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 276,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 154,406,500	308,813	-
単元未満株式	普通株式 290,838	-	-
発行済株式総数	154,973,338	-	-
総株主の議決権	-	308,813	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、5,000株含まれております。なお、「議決権の数」には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数10個が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
当社	東京都中央区京橋 一丁目5番8号	276,000	-	276,000	0.18
計	-	276,000	-	276,000	0.18

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、八重洲監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,938	8,756
受取手形及び売掛金	23,651	23,031
商品及び製品	7,129	8,638
仕掛品	14,314	17,596
原材料及び貯蔵品	10,418	9,040
その他	1,418	1,028
貸倒引当金	663	646
流動資産合計	63,205	67,442
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	14,369	13,972
機械装置及び運搬具(純額)	19,811	20,626
土地	39,402	39,389
その他(純額)	1,851	1,781
有形固定資産合計	75,433	75,767
無形固定資産	1,481	1,325
投資その他の資産		
投資有価証券	5,045	4,533
その他	1,250	1,207
貸倒引当金	84	77
投資その他の資産合計	6,211	5,663
固定資産合計	83,125	82,756
資産合計	146,330	150,198
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	21,531	19,075
短期借入金	30,891	32,877
1年内返済予定の長期借入金	12,374	14,139
賞与引当金	828	812
その他	4,219	5,444
流動負債合計	69,842	72,347
固定負債		
長期借入金	20,713	17,163
退職給付引当金	9,371	9,267
環境対策引当金	121	107
その他	13,652	13,140
固定負債合計	43,858	39,678
負債合計	113,700	112,025

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	22,251	24,301
資本剰余金	7,492	9,542
利益剰余金	871	2,562
自己株式	131	132
株主資本合計	30,482	36,274
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	541	346
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	1,609	1,609
為替換算調整勘定	33	84
その他の包括利益累計額合計	2,117	1,871
少数株主持分	30	29
純資産合計	32,629	38,174
負債純資産合計	146,330	150,198

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	68,727	69,203
売上原価	62,809	61,215
売上総利益	5,917	7,988
販売費及び一般管理費	5,434	5,170
営業利益	483	2,818
営業外収益		
受取利息	7	1
受取配当金	80	84
その他	98	94
営業外収益合計	186	178
営業外費用		
支払利息	631	569
為替差損	77	47
その他	186	322
営業外費用合計	894	939
経常利益又は経常損失()	224	2,057
特別利益		
固定資産売却益	0	6
投資有価証券売却益	36	-
その他	7	0
特別利益合計	43	7
特別損失		
投資有価証券評価損	13	216
その他	29	87
特別損失合計	43	303
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	224	1,761
法人税等	1,051	69
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	1,275	1,692
少数株主利益	46	1
四半期純利益又は四半期純損失()	1,321	1,691

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	1,275	1,692
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	485	196
繰延ヘッジ損益	-	0
為替換算調整勘定	1	51
その他の包括利益合計	486	248
四半期包括利益	1,761	1,445
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,807	1,445
少数株主に係る四半期包括利益	46	0

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	224	1,761
減価償却費	2,860	2,467
退職給付引当金の増減額(は減少)	47	104
受取利息及び受取配当金	88	84
支払利息	631	569
投資有価証券評価損益(は益)	13	216
売上債権の増減額(は増加)	3,204	620
たな卸資産の増減額(は増加)	4,721	3,413
仕入債務の増減額(は減少)	1,054	2,456
その他	1,292	78
小計	2,340	347
利息及び配当金の受取額	88	84
利息の支払額	637	569
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	353	111
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,242	720
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	1,261	1,438
その他	224	200
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,037	1,238
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,572	2,026
長期借入れによる収入	5,790	1,908
長期借入金の返済による支出	3,194	3,692
株式の発行による収入	-	4,082
少数株主への配当金の支払額	11	0
その他	274	313
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,883	4,010
現金及び現金同等物に係る換算差額	1	59
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	397	1,993
現金及び現金同等物の期首残高	6,870	6,724
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,473	8,717

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
連結の範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間より、連結子会社であったカヤ興産株式会社は、宮津海陸運輸株式会社(宮津港運株会社より名称変更)に吸収合併されたことに伴い、連結の範囲から除外しております。また、当第2四半期連結会計期間において、ナストーア溶接テクノロジー株式会社は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)			当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)		
1 偶発債務			1 偶発債務		
内容	被保証者	金額	内容	被保証者	金額
銀行支払保証	従業員	83百万円	銀行支払保証	従業員	73百万円
	計	83 "		計	73 "
2 受取手形割引高は、2,498百万円であり、受取手形裏書譲渡高は、531百万円であり、			2 受取手形割引高は、2,235百万円であり、受取手形裏書譲渡高は、491百万円であり、		

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)			当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)		
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。			販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。		
運送費及び保管料	1,151百万円		運送費及び保管料	1,064百万円	
給料賞与等	1,365 "		給料賞与等	1,312 "	
賞与引当金繰入額	224 "		賞与引当金繰入額	228 "	
退職給付費用	129 "		退職給付費用	122 "	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)			当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)		
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)			現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在)		
現金及び預金勘定	6,710百万円		現金及び預金勘定	8,756百万円	
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	247 "		預入期間が3ヶ月を超える定期預金	49 "	
取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	10 "		取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券)	10 "	
現金及び現金同等物	6,473 "		現金及び現金同等物	8,717 "	

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

当社は平成23年9月13日を払込期日とする公募による新株式発行により、発行済株式総数が27,000,000株、資本金が1,786百万円、資本準備金が1,786百万円増加しております。

また、平成23年9月27日を払込期日とする第三者割当による新株式発行により、発行済株式総数が4,000,000株、資本金が265百万円、資本準備金が265百万円増加しております。

これらの結果、当第2四半期連結会計期間において、資本金が2,050百万円、資本準備金が2,050百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において資本金は24,301百万円、資本準備金は9,542百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

当社グループは、ステンレス鋼板及びその加工品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

当社グループは、ステンレス鋼板及びその加工品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社グループの行っているデリバティブ取引については、ヘッジ会計を適用しておりますので、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)

(共通支配下の取引等)

1. 取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 当社の連結子会社であるナストーア株式会社(以下、「ナストーア」といいます。)の溶接機部門

事業の内容 電気溶接機、電気器具及び溶接棒の製造及び販売

(2) 企業結合日

平成23年7月1日

(3) 企業結合の法的形式

ナストーア(当社の連結子会社)を分割会社、新設したナストーア溶接テクノロジー株式会社を承継会社とする会社分割

(4) 結合後企業の名称

ナストーア溶接テクノロジー株式会社(当社の連結子会社)

(5) その他取引の概要に関する事項

ナストーアは、ステンレス溶接鋼管部門と溶接機部門を事業内容としておりましたが、それぞれの部門の経営効率を最大限に発揮すべく、溶接機部門を分割し新会社を設立いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（1株当たり情報）

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 （自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）	当第2四半期連結累計期間 （自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額（ ）	10円68銭	13円12銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額（ ）（百万円）	1,321	1,691
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額（ ）（百万円）	1,321	1,691
普通株式の期中平均株式数（千株）	123,702	128,865

（注） 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

当社連結子会社のナスクリエート株式会社（以下、「ナスクリエート」といいます。）及びナスエンジニアリング株式会社（以下、「ナスエンジニアリング」といいます。また、ナスクリエートとナスエンジニアリングを総称して「両社」といいます。）は、平成23年10月3日にナスクリエートの当社川崎製造所内における作業受託事業、並びにナスエンジニアリングの同製造所内における作業受託事業等をそれぞれ分割し、新設した「ナステック株式会社」に承継いたしました。

（a）会社分割の目的

両社の事業のうち、ナスクリエートの当社川崎製造所内での梱包作業受託事業と、ナスエンジニアリングの副産物のリサイクル事業及び精整作業受託事業をそれぞれ分割し統合することにより一体的運営を図り、以ってグループとしてより効率的な企業体質の構築を目指すことといたしました。

（b）分割する事業内容

当社川崎製造所内におけるナスクリエートの梱包作業受託事業、及び同製造所内におけるナスエンジニアリングの副産物リサイクル事業、精整作業受託事業

（c）会社分割の形態

新設分割による分割型分割

（d）承継会社の概要

商号 ナステック株式会社

総資産 794百万円

純資産 411百万円

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成 23 年 11 月 11 日

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

八重洲監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 本間 英雄 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 勉 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 三井 智宇 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本冶金工業株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。